

●徳島県労働委員会事務局からのご案内

労働委員会では、労使紛争解決に向け、労働相談やあっせん業務等を実施しており、労使トラブルを未然に防ぐためには、使用者（経営者）の皆様への啓発が重要と考えているところです。そこで、使用者の皆様へ、法に基づく適切な対応により労働者とのトラブルを予防していただくため、『使用者向け啓発チラシ「労使トラブル防止10か条」（令和7年度版）』を作成し、当委員会ホームページに掲載いたしました。このチラシは、使用者の皆様へ、特にご留意いただきたいトラブル事例をピックアップして10か条にまとめたものです。加えて・2024年11月に「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されたことについても記載しております。よりよい労使関係の構築のために、この啓発チラシをぜひ御活用ください。

【使用者向け啓発チラシ「労使トラブル防止10か条」（令和7年度版）を作成しました！（県HP）】<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/7218693/>

また、10月の「個別労働紛争処理制度・周知月間」に合わせて、労働問題の専門家である労働委員会委員による「出張労働相談会（南部・西部）」を開催いたします。

労働者の方も、経営者の方もご利用頂けますので、お気軽にご相談ください。

【10月5日（日）、10月26日（日）出張労働相談会を実施します！】

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/rodokankei/7306294/>

●年次有給休暇の取得促進について

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧くださいか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

●「第235回 珠算能力検定試験」のご案内

標記の検定試験を下記日程にて施行いたしますので、受講をご希望の方は9月8日（月）～24日（水）までに当所へお申し込みください。

施行日：10月26日（日） 午前9時から

場 所：小松島商工会議所（小松島市総合コミュニティーセンター）

受験料：【1級 2,800円】 【2級 2,000円】 【3級 1,800円】 ※受験料は税込みです。

申し込み：小松島商工会議所 TEL0885-32-3533